

村民のみなさまへ

# 大潟村役場からのお知らせ

令和3年9月30日

## コロナ感染防止対策の制限緩和について

国では、9月30日をもって緊急事態宣言地域及びまん延防止重点措置実施区域について、全面解除することに決定しました。

秋田県内でも一時期よりは感染者は減少しており、秋田県の警戒レベルは「4」（要請）から「3」（協力要請）へ引き下げられたところです。

村でも、段階的に自粛要請を緩和していく方針ですが、完全に終息しておりませんので、引き続き感染防止対策の徹底に努めていただき、「感染しない・させない」を遵守していただくようお願いいたします。

### \*\*\*村からのお願い\*\*\*

#### ◆公共施設の利用制限について

期 間：10月31日（日）まで

対象施設：ふれあい健康館・村民センター・公民館・体育館・球場・ラグビー場  
多目的グラウンド・スポーツライン

制限内容：県外からの利用者を制限（講師等を除く。）利用時間は午後9時まで

#### ◆県外との往来について

やむを得ず県外との往来をされる場合は、十分な感染防止対策を取っての行動をお願いします。

#### ◆基本的な感染防止対策について

ワクチン接種を終えたとしても、より感染力の強いデルタ株など感染リスクが常に身の回りにあるとの意識を持ち、マスクの正しい着用や手洗い・消毒・換気等の対策について引き続きご協力ください。

#### ◆学校・職場等の環境づくりについて

風邪症状等が見られるときは無理に登校・出勤・外出しないほか、事業所等は症状のある従業員が出勤しないよう、職場の環境づくりに努めてください。

お問い合わせは

### 【大潟村新型コロナウイルス感染症対策本部】

福祉保健課

TEL. 45-2114

診療所

TEL. 45-2333

保健センター

TEL. 45-2613

裏面もご覧ください。